「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領－自動車整備分野の基準について－」の一部改正について

令和3年2月19日

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領－自動車整備分野の基準について－」について，今般，下記のとおり必要な改正を行いましたので，公表します。

記

赤字が修正部分

通し番号	該当ページ（改正後）	改正箇所	現行	改正
1	P5	第1　特定技能外国人が従事する業務 【関係規定】 分野別運用方針(抜粋)	３　特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項 自動車整備分野において特定技能１号の在留資格で受け入れる外国人は，以下に定める試験に合格した者又は自動車整備分野の第２号技能実習を修了した者とする。 （１）技能水準（試験区分） 「自動車整備特定技能評価試験（仮称）」又は「自動車整備士技能検定試験３級」 （２）日本語能力水準 「日本語能力判定テスト（仮称）」又は「日本語能力試験（Ｎ４以上)」	３　特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項 自動車整備分野において特定技能１号の在留資格で受け入れる外国人は，以下に定める試験に合格した者又は自動車整備分野の第２号技能実習を修了した者とする。 （１）技能水準（試験区分） 「自動車整備分野特定技能評価試験」又は「自動車整備士技能検定試験３級」 （２）日本語能力水準 「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験（Ｎ４以上)」

2	P10		○　道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第７８条第１項に基づく，地方運輸局長の認証を受けた事業場であることを証する資料	（削除）
3	P10	第3　特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準 【確認対象の書類】 〇7つ目	○　自動車整備士養成施設の代表者が作成した自動車整備士１級若しくは２級の資格を有する者の自動車整備士技能検定合格証又は自動車整備士の養成施設において５年以上の指導に係る実務の経験を有する者の実務経験証明書（分野参考様式第８－３号）	○　自動車整備士１級若しくは２級の資格を有する者の自動車整備士技能検定合格証の写し又は自動車整備士の養成施設において５年以上の指導に係る実務の経験を有する者の実務経験証明書（分野参考様式第８－３号）
4	P11	【留意事項】 〇5つ目	○　１号特定技能外国人の受入れ後に当該１号特定技能外国人が業務に従事する事業場に変更がある場合には，特定技能雇用契約変更の届出が必要です。届出に当たっては，次の書類を添付してください。届出の詳細は「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の「第７章第１節第１」を御参照ください。 ・１号特定技能外国人が業務に従事する事業場が道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第７８条第１項に基づく，地方運輸局長の認証を受けた事業場であることを証する資料	○　１号特定技能外国人の受入れ後に当該１号特定技能外国人が業務に従事する事業場に変更がある場合には，特定技能雇用契約変更の届出が必要です。

<table>
<tr>
<td>5</td>
<td>別表</td>
<td></td>
<td>
別表（自動車整備）
<table>
<tr><th>共通（特定技能1号・2号）</th><th colspan="4">特定技能1号</th><th>特定技能2号</th></tr>
<tr><th rowspan="2">特定技能外国人が従事する業務区分</th><th rowspan="2">技能水準及び評価方法等</th><th rowspan="2">日本語能力水準及び評価方法等</th><th colspan="2">試験免除等となる技能実習2号</th><th rowspan="2">技能水準及び評価方法等</th></tr>
<tr><th>職種</th><th>作業</th></tr>
<tr><td rowspan="2">【特定技能1号】
自動車の日常点検，定期点検整備，分解整備</td><td>自動車整備分野特定技能評価試験（仮称）</td><td>国際交流基金日本語基礎テスト</td><td rowspan="2">自動車整備</td><td rowspan="2">自動車整備</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>自動車整備士技能検定3級</td><td>日本語能力試験（N4以上）</td></tr>
</table>
（注）修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず，技能実習2号を良好に修了した者は，国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N4以上）のいずれの試験も免除されます。
</td>
<td>
別表（自動車整備）
<table>
<tr><th>共通（特定技能1号・2号）</th><th colspan="4">特定技能1号</th><th>特定技能2号</th></tr>
<tr><th rowspan="2">特定技能外国人が従事する業務区分</th><th rowspan="2">技能水準及び評価方法等</th><th rowspan="2">日本語能力水準及び評価方法等</th><th colspan="2">試験免除等となる技能実習2号</th><th rowspan="2">技能水準及び評価方法等</th></tr>
<tr><th>職種</th><th>作業</th></tr>
<tr><td rowspan="2">【特定技能1号】
自動車の日常点検，定期点検整備，分解整備</td><td>自動車整備分野特定技能評価試験</td><td>国際交流基金日本語基礎テスト</td><td rowspan="2">自動車整備</td><td rowspan="2">自動車整備</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>自動車整備士技能検定3級</td><td>日本語能力試験（N4以上）</td></tr>
</table>
（注）修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず，技能実習2号を良好に修了した者は，国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N4以上）のいずれの試験も免除されます。
</td>
</tr>
</table>

6	分野 参考様式 第8－1号	1枚目	分野参考様式第８－１号（特定技能所属機関） 自動車整備分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書 出入国在留管理庁長官　殿 特定技能所属機関 氏名又は名称 住　　所 特定技能外国人 氏　　名 性　　別 国籍・地域 生年月日 記 自動車整備分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり，以下の事項について誓約します。 【誓約事項】 １．１号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）別表第１の２の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第１号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）に従事させる業務が，自動車整備（日常点検整備，定期点検整備及び分解整備）であること。 ２．特定技能雇用契約において１号特定技能外国人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和６０年法律第８８号）第２条第１号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。 ３．国土交通省が設置する自動車整備分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること，又は，特定技能外国人を受け入れていない場合にあっては，特定技能外国人を受け入れた日から４か月以内に協議会の構成員となること。 ４．協議会に対し，必要な協力を行うこと。 ５．国土交通省が行う調査又は指導に対し，必要な協力を行うこと。 ６．登録支援機関に適合１号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては，下記⑴～⑷までのいずれにも該当する登録支援機関に委託していること。 ⑴ 協議会の構成員であること，又は，自動車整備分野に係る１号特定技能外国人の支援を実施していない場合にあっては，支援を実施する１号特定技能外国人を，委託をした特定技能所属機関が受け入れた日から４か月以内に協議会の構成員となること。 ⑵ 協議会に対し，必要な協力を行うこと。 ⑶ 国土交通省が行う調査又は指導に対し，必要な協力を行うこと。 ⑷ １級又は２級の自動車整備士の技能検定（道路運送車両法第５５条第１項の技能検定をいう。）に合格した者又は自動車整備士の養成施設（同条第３項に規定する養成施設をいう。）において５年以上の指導に係る実務の経験を有する者が置かれていること。 （注）誓約事項を遵守することができなくなった場合は，その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し，報告を行うこと。 作成年月日　　年　月　日 作成責任者　　印	分野参考様式第８－１号（特定技能所属機関） 自動車整備分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書 出入国在留管理庁長官　殿 特定技能所属機関 氏名又は名称 住　　所 特定技能外国人 氏　　名 性　　別 国籍・地域 生年月日 記 自動車整備分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり，以下の事項について誓約します。 【誓約事項】 １．１号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）別表第１の２の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第１号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）に従事させる業務が，自動車整備（日常点検整備，定期点検整備及び分解整備）であること。 ２．特定技能雇用契約において１号特定技能外国人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和６０年法律第８８号）第２条第１号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。 ３．国土交通省が設置する自動車整備分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること，又は，特定技能外国人を受け入れていない場合にあっては，特定技能外国人を受け入れた日から４か月以内に協議会の構成員となること。 ４．協議会に対し，必要な協力を行うこと。 ５．国土交通省が行う調査又は指導に対し，必要な協力を行うこと。 ６．登録支援機関に適合１号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては，下記⑴～⑷までのいずれにも該当する登録支援機関に委託していること。 ⑴ 協議会の構成員であること，又は，自動車整備分野に係る１号特定技能外国人の支援を実施していない場合にあっては，支援を実施する１号特定技能外国人を，委託をした特定技能所属機関が受け入れた日から４か月以内に協議会の構成員となること。 ⑵ 協議会に対し，必要な協力を行うこと。 ⑶ 国土交通省が行う調査又は指導に対し，必要な協力を行うこと。 ⑷ １級又は２級の自動車整備士の技能検定（道路運送車両法第５５条第１項の技能検定をいう。）に合格した者又は自動車整備士の養成施設（同条第３項に規定する養成施設をいう。）において５年以上の指導に係る実務の経験を有する者が置かれていること。 （注）誓約事項を遵守することができなくなった場合は，その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し，報告を行うこと。 作成年月日　　年　月　日 作成責任者

7	分野 参考様式 第8－2号	1枚目	分野参考様式第８－２号（登録支援機関） 自動車整備分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書 出入国在留管理庁長官　殿 登録支援機関 氏名又は名称 住　　所 特定技能所属機関 氏名又は名称 住　　所 特定技能外国人 氏　　名 性　　別 国籍・地域 生年月日 記 自動車整備分野における上記の特定技能所属機関が雇用する特定技能外国人に係る１号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けるに当たり，以下の事項について誓約します。 【誓約事項】 １．国土交通省が設置する自動車整備分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」とする。）の構成員であること，又は，自動車整備分野に係る特定技能外国人の支援を実施していない場合にあっては，支援を実施する特定技能外国人を，委託をした特定技能所属機関が受け入れた日から４か月以内に協議会の構成員となること。 ２．協議会に対し，必要な協力を行うこと。 ３．国土交通省が行う調査又は指導に対し，必要な協力を行うこと。 ４．１級又は２級の自動車整備士の技能検定（道路運送車両法第５５条第１項の技能検定をいう。）に合格した者又は自動車整備士の養成施設（同条第３項に規定する養成施設をいう。）において５年以上の指導に係る実務の経験を有する者が置かれていること。 （注）誓約事項を遵守することができなくなった場合は，その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し，報告を行うこと。 作成年月日　　年　月　日 作成責任者　　印	分野参考様式第８－２号（登録支援機関） 自動車整備分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書 出入国在留管理庁長官　殿 登録支援機関 氏名又は名称 住　　所 特定技能所属機関 氏名又は名称 住　　所 特定技能外国人 氏　　名 性　　別 国籍・地域 生年月日 記 自動車整備分野における上記の特定技能所属機関が雇用する特定技能外国人に係る１号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けるに当たり，以下の事項について誓約します。 【誓約事項】 １．国土交通省が設置する自動車整備分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」とする。）の構成員であること，又は，自動車整備分野に係る特定技能外国人の支援を実施していない場合にあっては，支援を実施する特定技能外国人を，委託をした特定技能所属機関が受け入れた日から４か月以内に協議会の構成員となること。 ２．協議会に対し，必要な協力を行うこと。 ３．国土交通省が行う調査又は指導に対し，必要な協力を行うこと。 ４．１級又は２級の自動車整備士の技能検定（道路運送車両法第５５条第１項の技能検定をいう。）に合格した者又は自動車整備士の養成施設（同条第３項に規定する養成施設をいう。）において５年以上の指導に係る実務の経験を有する者が置かれていること。 （注）誓約事項を遵守することができなくなった場合は，その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し，報告を行うこと。 作成年月日　　年　月　日 作成責任者

8	分野 参考様式 第8－3号	1枚目	分野参考様式第８－３号 自動車整備実務経験証明書 氏　名： 従事した自動車整備士養成施設　名称： 住所：〒 実務経験期間　開始年月日：年　月　日 終了年月日：年　月　日 経験年ヶ月：年　ヶ月 担当していた指導実務内容： 上記に相違ないことを証明します。 作成年月日　年　月　日 養成施設名 電話番号 代表者　印	分野参考様式第８－３号 自動車整備実務経験証明書 氏　名： 従事した自動車整備士養成施設　名称： 住所：〒 実務経験期間　開始年月日：年　月　日 終了年月日：年　月　日 経験年ヶ月：年　ヶ月 担当していた指導実務内容： 上記に相違ないことを証明します。 作成年月日　年　月　日 養成施設名 電話番号 代表者